

申請の手続きなどをお知らせします!

「定額給付金」 「子育て応援特別手当」

定額給付金は、地域住民の生活支援と経済対策を、子育て応援特別手当は、子どもが多い世帯の経済的な負担を軽減することを目的とした手当です。申請手続きなどの概要についてお知らせします。

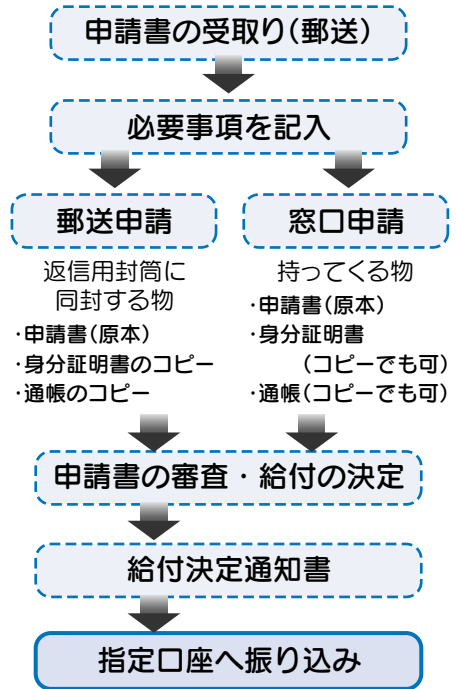
該当する世帯主あてに申請書を送付しましたので、同封の留意事項を確認して申請してください。



対象となる人

定額給付金、子育て応援特別手当の支給対象となるのは、次のいずれかの要件に当てはまる人です。

- ①平成21年2月1日(基準日)に、本町の住民基本台帳に記録されている人
- ②基準日に本町の外国人登録原票に登録されているのうち、特別永住者や在留資格を保持して在留している人(短期



滞在の在留資格で在留している人を除く)

子育て応援特別手当の支給の対象となる子

- 子育て応援特別手当の「支給の対象となる子」も、①か②の要件に当てはまるのが前提です。このうち、平成14年4月2日〜平成17年4月1日生まれの子で、次のいずれかに該当する子が対象となります。
- ・同一世帯内で、平成2年4月2日以降に生まれた子の中で、数えて第二子以降(※1)の子
- ・別居している子も含めて、同じ人に扶養されている(※2)
- 平成2年4月2日以降に生まれた子の中で、数えて第二子以降(※1)の子

申請書の審査・給付の決定

給付決定通知書

指定口座へ振り込み

※振り込みには1〜2ヵ月ほどかかる場合があります。

給付金と手当の額

- ▼定額給付金 対象者1人につき1万2,000円。ただし、基準日に65歳以上の人(昭和19年2月2日以前に生まれた人)と18歳以下の人(平成2年2月2日以降に生まれた人)は、1人につき2万円
- ▼子育て応援特別手当 支給の対象となる子1人につき3万6,000円

申請者と受給者

- ▼定額給付金 ①は属する世帯の世帯主、②は給付対象者本人
- ▼子育て応援特別手当 支給の対象となる子の世帯の世帯主

支給方法

- ▼定額給付金 ①は世帯の全員分を一括して世帯主の金融機関口座に振り込み、②は本人の金融機関口座に振り込み
- ▼子育て応援特別手当 支給の対象となる子の世帯の世帯主または世帯主以外の世帯構成者の金融機関口座に振り込み(該当者にすでに郵送されている申込書に必要な事項を記入し、4月14日(火)までに申込みをしてください。)

申請の方法と期間

- 窓口申請と窓口現金受領申請は定額給付金のみ(子育て応援特別手当は郵送申請のみとなりますのでご注意ください)
- 郵送申請で口座支給

- ▼受付期限 9月30日(水)
- ▼必要な物 申請書(必要事項を記入)、世帯主の身分証明書のコピー(外国人の場合は外国人登録証のコピー)、

- 世帯主名義の通帳のコピー
- ▼その他 同封の返信用封筒で返信

窓口申請で口座支給

- ▼受付期間 4月6日(月)
- 〜9月30日(水)

- ▼受付時間 午前9時〜午後5時

- ▼申請場所 役場定額給付金申請窓口

- ▼必要な物 申請書(必要事項を記入)、世帯主の身分証明書かそのコピー(外国人の場合は外国人登録証のコピー)、世帯主名義の通帳かそのコピー

- 窓口現金受領申請
- (窓口申請で窓口支給)

- ▼受付期間 6月1日(月)
- 〜9月30日(水)

- ▼受付時間 午前9時〜午後5時

- ▼申請場所 役場定額給付金申請窓口

- ▼必要な物 申請書(必要事項を記入)、世帯主の身分証明書かそのコピー(外国人の場合は外国人登録証のコピー)、世帯主名義の通帳かそのコピー

- ▼問合せ先 役場定額給付金申請窓口

- ☎30・53220(直通)
- 役場産業建設課 ☎54・31111
- 子育て応援特別手当は役場健康福祉課福祉室(内線153)